

令和5年度

釧路市各会計予算書

総 括 表

会 計 名		当初予算額	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	
			月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
一	般 会 計	98,200,000							
特 別 会 計	国 民 健 康 保 険	16,817,797							
	国民健康保険阿寒診療所事業	491,702							
	国民健康保険音別診療所事業	444,157							
	後 期 高 齢 者 医 療	2,826,340							
	介 護 保 険	保 険 事 業 勘 定	17,327,249						
		介 護 サ ー ビ ス 勘 定	94,736						
	魚 揚 場 事 業	683,775							
	駐 車 場 事 業	165,591							
	動 物 園 事 業	428,315							
	企 業 会 計	病 院 事 業	22,085,009						
水 道 事 業		13,464,323							
工 業 用 水 道 事 業		96,633							
下 水 道 事 業		10,524,462							
公 設 地 方 卸 売 市 場 事 業		323,122							
港 湾 整 備 事 業		1,336,098							
合 計		185,309,309							

一 般 会 計

令和5年度釧路市一般会計予算

令和5年度釧路市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ98,200,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、25,000,000千円と定める。

令和5年2月24日提出

釧路市長 蝦名大也

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1 市 税		千円
		20,990,889
	1 市 民 税	8,874,352
	2 固 定 資 産 税	8,513,662
	3 軽 自 動 車 税	453,683
	4 市 た ば こ 税	1,630,083
	5 鉱 産 税	17,486
	6 入 湯 税	131,134
7 都 市 計 画 税	1,370,489	
2 地 方 譲 与 税		728,875
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	150,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	428,000
	3 森 林 環 境 譲 与 税	79,875
	4 特 別 と ん 譲 与 税	43,000
5 航 空 機 燃 料 譲 与 税	28,000	
3 利 子 割 交 付 金		7,000
1 利 子 割 交 付 金	7,000	
4 配 当 割 交 付 金		99,000
1 配 当 割 交 付 金	99,000	
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		53,000
1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	53,000	
6 法 人 事 業 税 交 付 金		327,000
1 法 人 事 業 税 交 付 金	327,000	
7 地 方 消 費 税 交 付 金		4,880,000
1 地 方 消 費 税 交 付 金	4,880,000	
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		8,800
1 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	8,800	
9 環 境 性 能 割 交 付 金		34,000
1 環 境 性 能 割 交 付 金	34,000	
10 地 方 特 例 交 付 金		141,471
	1 地 方 特 例 交 付 金	123,646
	2 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 地 方 税 減 収 補 填 特 別 交 付 金	17,825
11 地 方 交 付 税		25,720,000
1 地 方 交 付 税	25,720,000	
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		19,000
1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	19,000	

一般会計

款	項	金額
		千円
13 分担金及び負担金		763,505
	1 分担金	21,215
	2 負担金	742,290
14 使用料及び手数料		2,476,338
	1 使用料	1,870,636
	2 手数料	605,702
15 国庫支出金		20,350,779
	1 国庫負担金	17,313,965
	2 国庫補助金	2,990,042
	3 国庫委託金	46,772
16 道支出金		6,125,559
	1 道負担金	4,744,548
	2 道補助金	1,049,239
	3 道委託金	331,772
17 財産収入		319,049
	1 財産運用収入	183,093
	2 財産売却収入	135,956
18 寄附金		2,701,452
	1 寄附金	2,701,452
19 繰入金		814,147
	1 特別会計繰入金	29,048
	2 基金繰入金	785,099
20 繰越金		1
	1 繰越金	1
21 諸収入		3,613,976
	1 延滞金及び加算金	30,002
	2 預金利子	188
	3 貸付金元利収入	2,792,373
	4 受託事業収入	18,953
	5 雑収入	772,460
22 市債		8,026,159
	1 市債	8,026,159
歳入合計		98,200,000

歳出

款	項	金額
1 議 会 費		千円
		332,326
1 議 会 費	1 議 会 費	332,326
2 総 務 費		6,525,517
	1 総 務 管 理 費	6,270,931
	2 徴 税 費	105,145
	3 選 挙 費	139,333
	4 監 査 委 員 費	10,108
3 民 生 費		33,011,221
	1 社 会 福 祉 費	7,641,278
	2 老 人 福 祉 費	634,402
	3 児 童 福 祉 費	9,539,551
	4 生 活 保 護 費	12,085,883
	5 医 療 助 成 費	3,110,107
4 衛 生 費		5,348,132
	1 保 健 衛 生 費	1,172,288
2 清 掃 費	2 清 掃 費	4,175,844
5 労 働 費		126,855
	1 労 働 費	126,855
6 農 林 水 産 業 費		1,335,007
	1 農 業 費	855,897
	2 林 業 費	376,582
	3 水 産 業 費	102,528
7 商 工 費		3,950,718
	1 商 工 費	3,950,718
8 土 木 費		6,281,772
	1 土 木 管 理 費	23,222
	2 道 路 橋 梁 費	2,592,721
	3 河 川 費	499,093
	4 都 市 計 画 費	102,949
	5 公 園 費	765,659
	6 住 宅 費	2,298,128

款	項	金額
		千円
9 港 湾 費		1,296,808
	1 港 湾 費	1,296,808
10 消 防 費		1,262,344
	1 消 防 費	1,262,344
11 教 育 費		6,484,276
	1 総 務 費	2,630,414
	2 小 学 校 費	843,928
	3 中 学 校 費	565,367
	4 高 等 学 校 費	90,630
	5 幼 稚 園 費	24,318
	6 社 会 教 育 費	1,380,873
	7 保 健 体 育 費	948,746
12 災 害 復 旧 費		19,125
	1 農 林 水 産 業 施 設 災 害 復 旧 費	4,000
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	15,125
13 公 債 費		12,013,586
	1 公 債 費	12,013,586
14 諸 支 出 金		9,564,490
	1 特 別 会 計 繰 出 金	9,564,490
15 職 員 費		10,557,823
	1 職 員 費	10,557,823
16 予 備 費		90,000
	1 予 備 費	90,000
歳 出 合 計		98,200,000

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
			千円
7 商 工 費	1 商 工 費	釧路工業技術センター施設整備事業	5,681
7 商 工 費	1 商 工 費	観光国際交流センター管理運営事業	9,130
11 教 育 費	6 社 会 教 育 費	生涯学習センター施設整備事業	34,947

第3表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
		千円
大 楽 毛 津 波 避 難 複 合 施 設 整 備 事 業 費	令和6年度	7,646
法人立保育所等整備費補助金	令和6年度	221,885
公 営 住 宅 等 建 設 費	令和6年度から令和7年度まで	1,005,246
消防救急デジタル無線整備費	令和6年度	289,293
新給食センター整備事業費	令和6年度	3,095,252
市立美術館企画展開催費補助金	令和6年度	11,000

第4表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
	千円			
共 用 車 購 入 費	17,300			
市 有 施 設 補 修 ・ 改 修 事 業 費	87,300			
津 波 一 時 避 難 場 所 整 備 事 業 費	6,500			
大 楽 毛 津 波 避 難 複 合 施 設 整 備 事 業 費	36,800			
ア イ ヌ 政 策 推 進 交 付 金 事 業 費	10,100			
ア イ ヌ 住 宅 改 良 資 金 貸 付 事 業 費	10,100	普通貸借	5.0%以内	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には起債の翌日から据置期間を含め30年以内に元利均等その他の方法により償還する。 ただし、財政上の都合等により繰上償還し、又は本期間中に未償還額の範囲内において借り換えることができる。
法 人 立 保 育 所 等 整 備 費 補 助 金	30,400	又は	ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	
火 葬 場 施 設 整 備 費	93,700	証券発行		
釧 路 広 域 連 合 負 担 金	15,200			
新 ご み 最 終 処 分 場 整 備 事 業 費	1,387,700			
農 業 用 水 道 管 理 費	86,900			
農 村 地 域 情 報 通 信 環 境 整 備 事 業 費	2,400			
市 営 牧 場 整 備 費	86,100			
農 道 管 理 費	31,000			
林 道 管 理 費	17,500			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円			
音別町憩いの森 施設整備費	20,000			
除雪グレーダ購入費	23,200			
除雪ドーザ購入費	17,900			
ミニホイールローダ 購入費	5,800			
市道整備事業費	731,300			
河川機能保全対策費	76,200			
低地帯浸水対策事業費	398,200			
公園整備費	189,000	普通貸借	5.0%以内	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には起債の翌日から据置期間を含め30年以内に元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により繰上償還し、又は本期間中に未償還額の範囲内において借り換えることができる。
公営住宅等建設費	976,100	又は	ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	
港湾施設整備費	158,200	証券発行		
国直轄港湾工事負担金	766,300			
消防施設整備費	607,300			
新給食センター 整備事業費	1,085,200			
小学校施設整備費	28,200			
中学校施設整備費	48,500			
阿寒国際ツルセンター 施設整備費	20,400			
阿寒町公民館施設整備費	16,200			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
音別町文化会館 施設整備費	千円 14,500	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 ただし、利率見直し方式 で借り入れる政府資金及 び地方公共団体金融機構 資金について、利率の見 直しを行った後において は、当該見直し後の利率	政府資金については その融資条件により、 銀行その他の場合には 起債の翌日から据置 期間を含め30年以 内に元利均等その他 の方法により償還す る。 ただし、財政上の都合 等により繰上償還し、 又は本期間中に未償 還額の範囲内におい て借り換えることが できる。
釧路アイスアリーナ 施設整備費	183,200			
水道事業会計出資金	100,000			
過疎対策事業債 (ソフト分)	264,600			
臨時財政対策債	376,859			
計	8,026,159			

特 別 会 計

国民健康保険特別会計

令和5年度釧路市国民健康保険特別会計予算

令和5年度釧路市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ16,817,797千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、1,000,000千円と定める。

令和5年2月24日提出

釧路市長 蝦名大也

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 国民健康保険収入		千円
		16,817,797
	1 国民健康保険料	2,500,418
	2 国庫支出金	375
	3 道支出金	12,534,078
	4 財産収入	288
	5 繰入金	1,759,061
6 諸収入	23,577	
歳入合計		16,817,797

歳出

款	項	金額
1 国民健康保険費		千円
		16,817,797
	1 総務費	245,360
	2 保険給付費	12,110,495
	3 国民健康保険事業費納付金	4,057,008
	4 共同事業拠出金	5
	5 保健事業費	151,469
	6 諸支出金	250,460
7 予備費	3,000	
歳出合計		16,817,797

国民健康保険阿寒診療所事業特別会計

令和5年度釧路市国民健康保険阿寒診療所事業特別会計予算

令和5年度釧路市の国民健康保険阿寒診療所事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ491,702千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、150,000千円と定める。

令和5年2月24日提出

釧路市長 蝦名大也

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 国民健康保険 阿寒診療所事業収入		千円
		491,702
	1 診療収入	159,258
	2 使用料及び手数料	1,662
	3 道支出金	6,156
	4 繰入金	317,761
	5 諸収入	5,465
6 市債	1,400	
歳入合計		491,702

歳出

款	項	金額
1 国民健康保険 阿寒診療所事業費		千円
		491,702
	1 総務費	384,581
	2 医療費	72,589
	3 公債費	34,032
4 予備費	500	
歳出合計		491,702

第2表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額 千円	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
医療機械器具整備費	1,400	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には起債の翌日から据置期間を含め30年以内に元利均等その他の方法により償還する。 ただし、財政上の都合等により繰上償還し、又は本期間中に未償還額の範囲内において借り換えることができる。
計	1,400			

国民健康保険音別診療所事業特別会計

令和5年度釧路市国民健康保険音別診療所事業特別会計予算

令和5年度釧路市の国民健康保険音別診療所事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ444,157千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、30,000千円と定める。

令和5年2月24日提出

釧路市長 蝦名大也

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
		千円
1 国民健康保険 音別診療所事業収入		444,157
	1 診療収入	80,593
	2 使用料及び手数料	680
	3 道支出金	24,912
	4 繰入金	273,716
	5 諸収入	2,756
	6 市債	61,500
歳入合計		444,157

歳出

款	項	金額
		千円
1 国民健康保険 音別診療所事業費		444,157
	1 総務費	375,397
	2 医療費	63,793
	3 公債費	4,567
	4 予備費	400
歳出合計		444,157

第2表 地 方 債

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
施 設 整 備 費	48,400	普通貸借	5.0%以内	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には起債の翌日から据置期間を含め30年以内に元利均等その他の方法により償還する。 ただし、財政上の都合等により繰上償還し、又は本期間中に未償還額の範囲内において借り換えることができる。
医療機械器具整備費	13,100	又は 証券発行	ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	
計	61,500			

後期高齢者医療特別会計

令和5年度釧路市後期高齢者医療特別会計予算

令和5年度釧路市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,826,340千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、100,000千円と定める。

令和5年2月24日提出

釧路市長 蝦名大也

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 後期高齢者医療収入		千円
		2,826,340
	1 後期高齢者医療保険料	2,006,333
	2 繰入金	762,043
	3 繰越金	1
	4 諸収入	57,963
歳入合計		2,826,340

歳出

款	項	金額
1 後期高齢者医療費		千円
		2,826,340
	1 総務費	72,886
	2 後期高齢者医療 広域連合納付金	2,748,354
	3 諸支出金	5,100
歳出合計		2,826,340

介護保険特別会計

令和5年度釧路市介護保険特別会計予算

令和5年度釧路市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 保険事業勘定歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ17,327,249千円と、介護サービス事業勘定歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ94,736千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、500,000千円と定める。

令和5年2月24日提出

釧路市長 蝦名大也

第1表 歳入歳出予算

(保険事業勘定)

歳入

款	項	金額
		千円
1 介護保険収入		17,327,249
	1 介護保険料金	3,055,747
	2 国庫支出金	4,220,763
	3 支払基金交付金	4,462,210
	4 道支出金	2,416,769
	5 財産収入	3,833
	6 繰入金	3,165,911
	7 繰越金	1
	8 諸収入	2,015
	歳入合計	17,327,249

歳出

款	項	金額
		千円
1 介護保険費		17,327,249
	1 総務費	433,857
	2 保険給付費	15,969,593
	3 地域支援事業費	880,718
	4 基金積立金	3,833
	5 諸支出金	39,248
	歳出合計	17,327,249

(介護サービス事業勘定)

歳入

款	項	金額
1 介護サービス事業収入		千円
		94,736
	1 サービス収入	57,136
	2 繰入金	36,706
	3 繰越金	1
4 諸収入	893	
歳入合計		94,736

歳出

款	項	金額
1 介護サービス事業費		千円
		94,736
	1 総務費	12,146
	2 サービス事業費	81,581
	3 公債費	1,008
4 諸支出金	1	
歳出合計		94,736

魚揚場事業特別会計

令和5年度釧路市魚揚場事業特別会計予算

令和5年度釧路市の魚揚場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ683,775千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、100,000千円と定める。

令和5年2月24日提出

釧路市長 蝦名大也

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 魚揚場事業収入		千円
		683,775
	1 使用料及び手数料	61,819
	2 分担金及び負担金	2,637
	3 国庫支出金	352,000
	4 財産収入	1,843
	5 繰入金	36,980
	6 諸収入	9,796
7 市債	218,700	
歳入合計		683,775

歳出

款	項	金額
1 魚揚場事業費		千円
		683,775
	1 事業費	681,992
	2 公債費	1,283
3 予備費	500	
歳出合計		683,775

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
第 8 魚 揚 場 施 設 整 備 費	令和6年度	<div style="text-align: right;">千円</div> 1, 182, 000

第3表 地 方 債

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
施 設 整 備 費	22,000	普通貸借	5.0%以内	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には起債の翌日から据置期間を含め30年以内に元利均等その他の方法により償還する。 ただし、財政上の都合等により繰上償還し、又は本期間中に未償還額の範囲内において借り換えることができる。
第8魚揚場施設整備費	196,700	又は 証券発行	ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	
計	218,700			

駐車場事業特別会計

令和5年度釧路市駐車場事業特別会計予算

令和5年度釧路市の駐車場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ165,591千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、100,000千円と定める。

令和5年2月24日提出

釧路市長 蝦名大也

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 駐車場事業収入		千円
		165,591
	1 事業収入	94,156
	2 財産収入	608
	3 繰入金	69,851
4 諸収入	976	
歳入合計		165,591

歳出

款	項	金額
1 駐車場事業費		千円
		165,591
	1 事業費	160,591
2 予備費	5,000	
歳出合計		165,591

動物園事業特別会計

令和5年度釧路市動物園事業特別会計予算

令和5年度釧路市の動物園事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ428,315千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、100,000千円と定める。

令和5年2月24日提出

釧路市長 蝦名大也

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 動物園事業収入		千円
		428,315
	1 使用料及び手数料	59,298
	2 道 支 出 金	720
	3 財 産 収 入 金	41
	4 寄 附 金	1
	5 繰 入 金	368,183
	6 繰 越 金	1
7 諸 収 入	71	
歳 入 合 計		428,315

歳出

款	項	金額
1 動物園事業費		千円
		428,315
	1 事 業 費	409,484
	2 公 債 費	15,831
3 予 備 費	3,000	
歳 出 合 計		428,315

企 業 会 計

病 院 事 業 会 計

令和5年度釧路市病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度釧路市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 病床数
- | | |
|---------|------|
| ア 一般病床 | 599床 |
| イ 精神病床 | 535床 |
| ウ 感染症病床 | 50床 |
| エ 結核病床 | 4床 |
| オ 結核病床 | 10床 |

(2) 患者数

区分	年間延患者数 人	一日平均患者数 人
入院患者	161,406	441
外来患者	270,702	1,114
計	432,108	1,555

(3) 主要な建設改良事業

- ア 新棟建設等事業 364,200千円
8か年継続事業の初年度分
- イ 院舎改修 120,000千円
- ウ 医療機械等整備 700,000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 病院事業収益	18,543,805千円
第1項 医業収益	16,439,283千円
第2項 医業外収益	1,867,781千円
第3項 高等看護学院収益	116,740千円
第4項 特別利益	120,001千円
支 出	
第1款 病院事業費用	19,995,794千円
第1項 医業費用	19,404,851千円
第2項 医業外費用	275,994千円
第3項 高等看護学院費用	116,740千円
第4項 特別損失	198,209千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額902,184千円は、当年度分資本的収支調整額1,483千円及び過年度分損益勘定留保資金900,701千円で補填するものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	1,187,031千円
第1項 企業債	1,184,200千円
第2項 固定資産売却代金	1千円
第3項 寄附金	1千円
第4項 投資	2,829千円
支 出	
第1款 資本的支出	2,089,215千円
第1項 建設改良費	1,184,200千円
第2項 企業債償還金	837,889千円
第3項 投資	66,816千円
第4項 基金積立金	10千円
第5項 道補助金消費税返還金	300千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的 支出	1 建設 改良費	新棟建設等 事業	30,000,000 千円	令和5	364,200 千円
				令和6	750,200
				令和7	2,850,400
				令和8	15,273,300
				令和9	6,070,000
				令和10	3,297,100
				令和11	464,900
				令和12	929,900

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円			
院舎増改築費	484,200	普通貸借	5.0%以内	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には起債の翌日から据置期間を含め30年以内に元利均等その他の方法により償還する。 ただし、財政上の都合等により繰上償還し、又は本期間中に未償還額の範囲内において借り換えることができる。
医療機械等整備費	700,000	又は 証券発行	ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	
計	1,184,200			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額をこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費の金額をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 8,989,881千円

(2) 交際費 1,000千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、3,394,406千円と定める。

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種類	名称	数量
医療機械	医療用画像管理システム	1式

令和5年2月24日提出

釧路市長 蝦名大也

病院事業会計

水道事業会計

令和5年度釧路市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度釧路市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 総配水量	20,328千m ³
(2) 一日平均配水量	55,541m ³
(3) 給水戸数	90,465戸
(4) 主要な建設改良事業	
ア 管路布設	6,551m
イ 浄水場整備	6か所

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 水道事業収益	5,536,859千円
第1項 営業収益	4,863,572千円
第2項 営業外収益	673,287千円
支 出	
第1款 水道事業費用	4,716,606千円
第1項 営業費用	4,461,495千円
第2項 営業外費用	255,111千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,012,137千円は、当年度分資本的収支調整額459,887千円、当年度分損益勘定留保資金1,955,815千円、減債積立金373,219千円及び建設改良積立金223,216千円で補填するものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	5,735,580千円
第1項 企業債	4,321,000千円
第2項 出資金	100,000千円
第3項 他会計負担金	49,258千円
第4項 工事負担金	802千円
第5項 国庫補助金	1,264,520千円
支 出	
第1款 資本的支出	8,747,717千円
第1項 建設改良費	7,148,940千円

第2項 企業債償還金

1, 598, 777千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
配水管整備事業費	令和6年度	52,349千円
	令和6年度から 令和7年度まで	327,965千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
上水道第3回 拡張事業費	千円 2,740,000	普通貸借	5.0% 以内	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には起債の翌日から据置期間を含め40年以内に元利均等その他の方法により償還する。 ただし、財政上の都合等により繰上償還し、又は本期間中に未償還額の範囲内において借り換えることができる。
上水道配水管 整備事業費	1,308,100			
上水道浄水場 施設整備事業費	202,500	又 は		
簡易水道 整備事業費	70,400	証券発行		
計	4,321,000		ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額をこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費の金額をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 661,475千円

(2) 交 際 費 100千円

(他会計からの補助金)

第10条 簡易水道事業運営のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、7,768千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、300,000千円と定める。

令和5年2月24日提出

釧路市長 蝦名大也

工業用水道事業会計

令和5年度釧路市工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度釧路市工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水事業所数	4か所
(2) 総給水量	3,148千m ³
(3) 一日平均給水量	8,600m ³
(4) 主要な建設改良事業	
ア 配水電動弁等更新工事等	1式

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款 工業用水道事業収益		68,313千円
第1項 営業収益		65,784千円
第2項 営業外収益		2,529千円
支 出		
第1款 工業用水道事業費用		67,639千円
第1項 営業費用		65,628千円
第2項 営業外費用		2,011千円

(資本的支出)

第4条 資本的支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額28,994千円は、当年度分資本的収支調整額2,385千円及び過年度分損益勘定留保資金26,609千円で補填するものとする。）。

支 出		
第1款 資本的支出		28,994千円
第1項 建設改良費		26,233千円
第2項 企業債償還金		2,761千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、50,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費の金額をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない

い。

(1) 職員給与費

9,411千円

令和5年2月24日提出

釧路市長 蝦名大也

下水道事業会計

令和5年度釧路市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度釧路市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 総処理水量	27,917千m ³
(2) 主要な建設改良事業	
ア 管渠布設	1,222m
イ 処理場整備	6か所
ウ ポンプ場整備	5か所

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 下水道事業収益	7,488,331千円
第1項 営業収益	5,326,623千円
第2項 営業外収益	2,161,708千円
支 出	
第1款 下水道事業費用	6,699,003千円
第1項 営業費用	6,337,388千円
第2項 営業外費用	361,615千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,476,571千円は、当年度分資本的収支調整額107,338千円、当年度分損益勘定留保資金1,781,660千円及び減債積立金587,573千円で補填するものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	1,348,888千円
第1項 企業債	857,100千円
第2項 国庫補助金	468,400千円
第3項 他会計補助金	18,599千円
第4項 分担金及び負担金	4,789千円
支 出	
第1款 資本的支出	3,825,459千円
第1項 建設改良費	1,515,517千円
第2項 企業債償還金	2,309,942千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道建設事業費	千円 857,100	普通貸借 又は 証券発行	5.0% 以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には起債の翌日から据置期間を含め40年以内に元利均等その他の方法により償還する。 ただし、財政上の都合等により繰上償還し、又は本期間中に未償還額の範囲内において借り換えることができる。
計	857,100			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額をこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費の金額をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 437,002千円

(2) 交際費 100千円

(他会計からの補助金)

第9条 下水道事業の建設事業費及び汚水処理費等支払のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、18,599千円及び30,910千円である。

令和5年2月24日提出

釧路市長 蝦名大也

公設地方卸売市場事業会計

令和5年度釧路市公設地方卸売市場事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度釧路市公設地方卸売市場事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 経常業務

ア 青果物取扱高		9,504,000千円
イ 花き取扱高		495,000千円
ウ 市場施設	売場	6,404㎡
	貸室	1,941㎡

(2) 主要な建設改良事業

ア 雨水管污水管等改修	170,001千円
イ 冷蔵倉庫建設	15,928千円

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款 市場事業収益		113,957千円
第1項 営業収益		65,284千円
第2項 営業外収益		48,673千円
支 出		
第1款 市場事業費用		94,447千円
第1項 営業費用		92,538千円
第2項 営業外費用		1,909千円

(資本的收入及び支出)

第4条 資本的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額30,288千円は、過年度分資本的収支調整額7,105千円、当年度分資本的収支調整額5,081千円及び過年度分損益勘定留保資金18,102千円で補填するものとする。）。

収 入		
第1款 資本的収入		198,387千円
第1項 企業債		181,100千円
第2項 補助金		17,287千円
支 出		
第1款 資本的支出		228,675千円
第1項 建設改良費		203,707千円
第2項 企業債償還金		24,968千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
雨水管汚水管等 改修工事費	千円 170,000	普通貸借	5.0% 以内	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には起債の翌日から措置期間を含め40年以内に元利均等その他の方法により償還する。 ただし、財政上の都合等により繰上償還し、又は本期間中に未償還額の範囲内において借り換えることができる。
冷蔵倉庫 建設工事費	11,100	又は 証券発行	ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	
計	181,100			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額をこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費の金額をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 7,965千円

(2) 交際費 10千円

(他会計からの補助金)

第9条 企業債元金の償還及び営業費用等支払のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、12,484千円及び18,920千円である。

令和5年2月24日提出

鉏路市長 蝦名大也

港湾整備事業会計

令和5年度釧路市港湾整備事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度釧路市港湾整備事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 経常業務

ア 上屋	上屋貸付	12棟
	オープンヤード貸付	105,709㎡
イ 船舶給水	年間給水量	25,280㎥
ウ 荷役機械	石炭荷役機械貸付	1基
	ガントリークレーン貸付	1基
エ 土地賃貸	貸付換算面積	218,874㎡

(2) 建設改良業務

ア 上屋改良	西港区第1埠頭	1棟
イ ガントリークレーン改修	西港区第3埠頭	
	レール改修	209m
ウ 土地造成	釧路町木場地区	
	管路布設	55m

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款 施設運営事業収益		517,178千円
第1項 営業収益		475,949千円
第2項 営業外収益		41,229千円
第2款 埋立事業収益		127,168千円
第1項 営業収益		127,168千円
合 計		644,346千円
支 出		
第1款 施設運営事業費用		446,070千円
第1項 営業費用		404,349千円
第2項 営業外費用		41,721千円
第2款 埋立事業費用		35,323千円
第1項 営業費用		34,179千円
第2項 営業外費用		1,144千円
合 計		481,393千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び資本的支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額502,270千円は、当年度分資本的収支調整額53,892千円、過年度分損益勘定留保資金415,578千円及び減債積立金32,800千円で補填するものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	352,435千円
第1項 企業債	352,000千円
第2項 固定資産売却代金	435千円
支 出	
第1款 資本的支出	854,705千円
第1項 建設改良費	677,306千円
第2項 企業債償還金	177,399千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
上屋改良費	352,000	普通貸借 又は 証券発行	5.0% 以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には起債の翌日から措置期間を含め40年以内に元利均等その他の方法により償還する。 ただし、財政上の都合等により繰上償還し、又は本期間中に未償還額の範囲内において借り換えることができる。
計	352,000			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、352,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費の金額をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 44,697千円

令和5年2月24日提出

釧路市長 蝦名大也